

【令和6年度(令和5年分)】 所得税・市県民税控除額表

控除の種類		所得税控除額	市県民税控除額	
イ 基礎控除	合計所得 2,400万円以下	480,000	430,000	
	合計所得 2,400万円超 2,450万円以下	320,000	290,000	
	合計所得 2,450万円超 2,500万円以下	160,000	150,000	
ロ 配偶者控除 (本人の合計所得額 900万円以下の場合)	一般の控除対象配偶者	380,000	330,000	
	老人控除対象配偶者 ※1	480,000	380,000	
ハ 扶養控除 ※1	一般の扶養親族 (16歳以上…H20.1.1以前に生まれた者)	380,000	330,000	
	特定扶養親族 (19歳以上23歳未満…H13.1.2～H17.1.1に生まれた者)	630,000	450,000	
	老人扶養親族 ※2	同居老親等以外の者 (別老)	480,000	380,000
		同居老親等 (直系尊属)	580,000	450,000
ニ 障害者控除 ※3	一般の障害者 (身障手帳:3～6級、療育手帳:㊸、精神手帳:1級以外)	270,000	260,000	
	特別障害者 (身障手帳:1～2級、療育手帳:㊶、精神手帳:1級)	400,000	300,000	
	同居特別障害者 (身障手帳:1～2級、療育手帳:㊶、精神手帳:1級)	750,000	530,000	
ホ ひとり親控除	死別、離婚、未婚で子を扶養している(性別要件なし)	350,000	300,000	
ヘ 寡婦控除	死別で子を扶養していない女性	270,000	260,000	
	離別で子以外を扶養している女性			
ト 勤労学生控除		270,000	260,000	

※1 非居住者(1年以上国内に住所がない者)の扶養控除対象者 ①16歳以上30歳未満又は70歳以上

②30歳以上70歳未満の者で次に該当する場合 (イ)留学生 (ロ)障害者 (ハ)扶養者から生活費又は教育費に38万円以上の支払をうけている者

※2 老人…70歳以上(S29.1.1以前に生まれた者)

※3 障害者控除は、年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)についても適用する。